## ６　報告書の記載例

1. 伐採方法が皆伐の場合の伐採に係る森林の状況報告

伐 採 に 係 る 森 林 の 状 況 報 告 書

　令和４年12月20日

 　　　○○市長　殿

伐採の期間の末日から30日以内であり、適正。

住　所　　　　○○市○○町１－２－３

報告者 氏名　森林　太郎

 令和４年９月１日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の８第２項の規定により報告します。

複数地番にまたがる場合は、該当する全ての地番を記載する。

１　森林の所在場所

|  |
| --- |
|  　　○○市　△△町　大字○○　字△△　地番1234-1番地、1234-2番地 |

全ての地番の合計面積を記載する。

２　伐採の実施状況

|  |  |
| --- | --- |
| 伐採面積 | 2.00ha（うち人工林2.00ha） |
| 伐採方法 | 皆伐　・　択伐 | 伐採率 | 100％ |
|  | 森林所有者（造林する者）の伐採跡地の確認の有無 | 有　・　無 |
| 作 業 委 託 先 | （有）○○林業 |
| 伐採樹種 | スギ |
| 伐採齢 | 50 |
| 伐採の期間 | 令和４年11月15日～令和４年12月10日 |
| 集材方法 | 集材路・架線・その他（　　） |
|  | 集材路の幅員・延長 | 幅員　３ｍ　・　延長　５００ｍ |

３　備考

|  |
| --- |
|  |

注意事項

１　報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。

２　森林の所在場所ごとに記載すること。

３　面積は、小数第２位まで記載し、第３位を四捨五入すること。

４　伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。

５　樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。

６　伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（○～○）」のように記載すること。

1. 伐採方法が択伐の場合の伐採に係る森林の状況報告

伐 採 に 係 る 森 林 の 状 況 報 告 書

　令和４年12月15日

 　　　○○市長　殿

伐採の期間の末日から30日以内であり、適正。

住　所　　　　○○市○○町１－２－３

報告者 氏名　森林　太郎

 令和４年９月15日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の８第２項の規定により報告します。

複数地番にまたがる場合は、該当する全ての地番を記載する。

１　森林の所在場所

|  |
| --- |
|  　　○○市　△△町　大字○○　字△△　地番1234-1番地、1234-2番地 |

全ての地番の合計面積を記載する。

２　伐採の実施状況

|  |  |
| --- | --- |
| 伐採面積 | 2.00ha（うち人工林0.00ha、天然林2.00ha） |
| 伐採方法 | 皆伐　・　択伐 | 伐採率 | 40％ |
|  | 森林所有者（造林する者）の伐採跡地の確認の有無 | 有　・　無 |
| 作 業 委 託 先 | ○○森林組合 |
| 伐採樹種 | その他広葉樹 |
| 伐採齢 | 50 |
| 伐採の期間 | 令和４年10月１日～令和４年11月31日 |
| 集材方法 | 集材路・架線・その他（　　） |
|  | 集材路の幅員・延長 | 幅員　３ｍ　・　延長　４００ｍ |

３　備考

|  |
| --- |
|  |

注意事項

１　報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。

２　森林の所在場所ごとに記載すること。

３　面積は、小数第２位まで記載し、第３位を四捨五入すること。

４　伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。

５　樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。

６　伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（○～○）」のように記載すること。

1. 伐採後に森林以外の用途に供されることとなる場合の伐採に係る森林の状況報告

伐 採 に 係 る 森 林 の 状 況 報 告 書

　令和５年４月20日

 　　　○○市長　殿

伐採の期間の末日から30日以内であり、適正。

住　所　　　　○○市○○町１－２－３

報告者 氏名　森林　太郎

 令和５年２月１日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の８第２項の規定により報告します。

１　森林の所在場所

|  |
| --- |
|  　　○○市　△△町　大字○○　字△△　地番1234-1番地 |

伐採面積が1ha以下であり、適正。

２　伐採の実施状況

|  |  |
| --- | --- |
| 伐採面積 | 0.50ha（うち人工林0.50ha、天然林0.00ha） |
| 伐採方法 | 皆伐　・　択伐 | 伐採率 | 100％ |
|  | 森林所有者（造林する者）の伐採跡地の確認の有無 | 有　・　無 |
| 作 業 委 託 先 | （有）□□林業 |
| 伐採樹種 | ヒノキ |
| 伐採齢 | 50 |
| 伐採の期間 | 令和５年３月12日～令和５年３月30日 |
| 集材方法 | 集材路・架線・その他（　　） |
|  | 集材路の幅員・延長 | 幅員　３ｍ　・　延長　１００ｍ |

３　備考

|  |
| --- |
| 伐採後に宅地造成を予定（転用予定時期：令和６年２月） |

伐採後の用途が森林以外（転用）である場合、その用途及び時期を記載する。

注意事項

１　報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。

２　森林の所在場所ごとに記載すること。

３　面積は、小数第２位まで記載し、第３位を四捨五入すること。

４　伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。

５　樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。

６　伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（○～○）」のように記載すること。

1. 造林方法が人工造林の場合の造林に係る森林の状況報告

造林の期間の末日から30日以内であり、適正。

伐 採 後 の 造 林 に 係 る 森 林 の 状 況 報 告 書

　　令和５年５月31日

 　　　○○市長　殿

住　所　　　　○○市○○町１－２－４

報告者 氏名　森林　次郎

 令和４年10月１日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の８第２項の規定により報告します。

複数地番にまたがる場合は、該当する全ての地番を記載する。

１　森林の所在場所

|  |
| --- |
|  　　○○市　△△町　大字○○　字△△　地番1234-1番地、1234-2番地 |

２　伐採後の造林の実施状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 造林の方　法 | 造林の期　間 | 造　林樹　種 | 樹種別の造林面積 | 樹種別の造林本数 | 作　業委託先 | 鳥獣害対策 |
| 人工造林 | 植栽 | 令和５年４月１日～令和５年５月18日 | スギ | 1.00ha | 2,500本 | (有)○○林業 | 幼齢木保護具の設置 |
| ヒノキ | 1.00ha | 2,500本 |
| 天然更新 | － | － | － | － | － |  | － |

３　備考

|  |
| --- |
| 令和５年３月１日に森林太郎から相続（共有者：森林三郎ほか２名） |

相続等により届出書とは異なる森林所有者が提出する場合、当該相続等に係る情報を記載する。

注意事項

１　報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。

２　森林の所在場所ごとに記載すること。

３　造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。

４　樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。

５　面積は、小数第２位まで記載し、第３位を四捨五入すること。

６　人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。

７　天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。

８　鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

1. 造林方法が天然更新の場合の造林に係る森林の状況報告

造林の期間の末日から30日以内であり、適正。

伐 採 後 の 造 林 に 係 る 森 林 の 状 況 報 告 書

　　令和10年７月10日

 　　　○○市長　殿

住　所　　　　○○市○○町１－２－３

報告者　氏名　森林　太郎

 令和５年10月１日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の８第２項の規定により報告します。

複数地番にまたがる場合は、該当する全ての地番を記載する。

１　森林の所在場所

|  |
| --- |
|  　　○○市　△△町　大字○○　字△△　地番1234-1番地、1234-2番地 |

２　伐採後の造林の実施状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 造林の方　法 | 造林の期　間 | 造　林樹　種 | 樹種別の造林面積 | 樹種別の造林本数 | 作　業委託先 | 鳥獣害対　策 |
| 人工造林 | － | － | － | － | － | － | － |
| 天然更新 | ぼう芽更新、天然下種更新 | 令和５年12月21日～令和10年６月18日 | クヌギ | 2.20ha | 7,000本 |  | 防護柵の設置 |
| その他広葉樹 | 1.10ha | 別添のとおり |

複数の樹種を造林した場合は、樹種ごとに記載されているか。

３　備考

|  |
| --- |
|  |

注意事項

１　報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。

２　森林の所在場所ごとに記載すること。

３　造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。

４　樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。

５　面積は、小数第２位まで記載し、第３位を四捨五入すること。

６　人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。

７　天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。

８　鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

（別添の例１）

造林地の写真

（撮影日：令和○年○月○日）

更新樹種の生育状況（高さや成立本数）がわかる近景（代表的な更新樹種がわかる近接写真を含む）

（数枚）

造林地全体の遠景

（数枚）

（別添の例２）

更新状況チェックリスト

（確認日：令和○年○月○日）

☑　更新樹種の稚樹の樹高が周囲の競合植物の草丈を十分上回っている。

☑　更新樹種の稚樹の本数が半径○ｍの円内に○本以上生育している。

☑　伐採跡地が全体的に更新されている。

☑

☑

## ７　伐採及び集材に係るチェックリスト等の様式例

① 伐採及び集材に係るチェックリスト（例）

　　年　　月　　日

伐採する者：

森林の所在場所：

|  |  |
| --- | --- |
| チェック項目 | 確認 |
| （１）伐採の方法及び区域の設定①森林所有者に対し再造林の必要性を説明しその実施に向けた意識向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入など作業効率の向上に努める。②林地や生物多様性の保全に配慮した伐採方法を採用する。③伐採する区域の明確化を行う。④林地や生物多様性の保全に配慮し、保護樹帯や保残木を設定するとともに、それらに架線や集材路を通過させる場合は影響範囲を最小限にする。⑤伐採が大面積にならないよう、伐採区域の複数分割、帯状・群状伐採などにより、伐採を空間的・時間的に分散させる。 | □ |
| （２）林地保全に配慮した集材路注１）・土場の配置・作設①集材路・土場の作設によって土砂の流出・崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定し、集材路・土場の配置を必要最小限にする。②地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。また、集材路の作設等により林地の崩壊を引き起こすおそれがある場合等の伐採・搬出は、架線集材とする。③土場の作設では法面を丸太組みで支える等の対策を講じる。④現場の状況に応じて、集材路・土場の配置に係る計画の変更を行う。⑤集材路の線形は、極力等高線に合わせる。⑥ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。⑦集材路・土場は渓流から距離を置いて配置する。⑧集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。⑨伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が渓流に流出しない工夫をする。⑩伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、隣接地の森林所有者等と調整を行う。⑪森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道を作設する場合は、森林作業道作設指針注２）に基づく森林作業道として作設する。⑫幅員が３ｍを超える集材路又は森林作業道を作設する場合は、その面積が１haを超えていない。注１）集材路：立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設する仮施設（道）（森林整備のために継続的に用いる道は森林作業道として集材路と区別する）。注２）「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知） | □ |
| （３）人家、道路、取水口周辺等での配慮①集材路・土場の作設時には保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路等の重要な保全対象が下にある場合には、その直上では集材路・土場を作設しない。②水道の取水口の周辺では集材路・土場を作設しない。 | □ |
| （４）生物多様性と景観への配慮①希少な野生生物の生息・生育を知った場合には、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。②集落、道路等からの景観に配慮した集材路・土場の配置とする。 | □ |
| （５）切土・盛土①集材路の幅及び土場の広さは作業の安全を確保できる必要最小限とする。②切土高を極力低く抑える。盛土はしっかり絞め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する。③残土が発生した場合には、渓流沿いを避け、地盤が安定した箇所に置き、必要に応じて、丸太組み工等の対策を講じる。 | □ |
| （６）路面の保護と排水の処理①雨水による路面の洗堀・崩壊を避けるための対策を講じる。②路面の排水は、侵食されにくい箇所でこまめに行う。崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるための対策を講じる。 | □ |
| （７）渓流横断箇所の処理①渓流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工、維持管理する。暗渠を用いる場合は、詰まりが生じないような対策を講じる。洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げる。②洗い越しは、大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、必要に応じて撤去する。 | □ |
| （８）作業実行上の配慮①集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、土砂の流出を防止するため、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。②降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する。③伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意をはらう。④伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。造林事業者が決まっている場合には、現場の後処理等の調整をする。⑤枝条等が渓流に流出しないように対策を講じる。⑥天然更新を予定している区域では、枝条等が天然更新の妨げとならないように留意する。 | □ |
| （９）事業実施後の整理①枝条等は木質バイオマス資材等への有効利用を検討するとともに、枝条等を伐採現場に残す場合は、渓流に流れ出たり、林地崩壊を誘発したりすることがないように、適切な場所に整理する。②集材路・土場は植栽等により植生の回復を促す。また、溝切り等の排水処置を行う。③伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。④伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条等の整理の状況を造林の権限を有する森林所有者等と確認し、必要な措置を講じる。 | □ |

② 搬出計画図（例）



## ８　森林経営計画に係る事後届出の事務処理等について（参考）

　森林経営計画の認定森林所有者等が、認定を受けた森林経営計画に従って立木の伐採及び伐採後の造林を行う場合には、森林経営計画自体が伐採及び伐採後の造林を含む森林施業の包括的な届出と同じ効果を有することから、伐採及び伐採後の造林の届出の特例として二重手続き排除の観点から事前届出を不要としています。（法第10条の８第１項第５号）

　一方、その森林経営計画に従った施業が行われているかどうかを確認し、森林経営計画が求める森林資源の保続培養等が図られるようにするため、事後届出を要することとされています。（法第15条）

　森林経営計画は、森林所有者及び森林の経営の委託を受けた者による自発的意思に基づく計画の作成及びその計画に従った計画的な森林の施業及び保護を期待する制度であり、認定森林所有者等に対する各種の優遇措置が講じられていることから、当該森林経営計画に則した森林施業の実施が求められます。

①　森林所有者等から、森林経営計画対象森林について事前届出がなされた場合は、

ア　森林所有者等に対して、森林経営計画対象森林である旨を指導するとともに、

イ　届出の内容が森林経営計画において定められている内容か否かを確認の上、

ウ　森林経営計画において定められていない伐採及び伐採後の造林である場合は、事前に森林経営計画の変更を行うことが必要である旨、

エ　また、森林経営計画において定められている伐採及び伐採後の造林であっても、法第15条の規定により事後届出を要する旨を指導します。

②　認定森林所有者等から、事後届出がなされた場合は、

ア　届出の内容が森林経営計画に適合した内容か否かを確認の上、

イ　万が一、適合していなければ、その旨を指導の上、認定森林所有者等に対して、森林経営計画の遵守を指導します。

　なお、認定森林所有者等が指導に従わず、森林経営計画を遵守する意志が無いと認められる場合は、最終的に森林経営計画の認定取消しの処分を行うこととなりますが、認定の取消しは森林経営計画制度の実効性を確保するための最後的な措置であることから、その事態が発生しないよう事前の指導に十分に努めるとともに、認定の取消しにより森林経営計画の始期に遡って優遇措置（税制・造林補助制度等）が不適用となる旨を、あらかじめ認定森林所有者等に周知しておくことが必要です。また、森林経営計画の認定の取消しは、行政手続法に基づく不利益処分となることから、同法の規定に従い、認定森林所有者等に対し十分な弁明の機会等を与えた上で判断することが必要です。